



2019. 8. 15



〒262-0033 千葉市花見川区幕張本郷 1-11-3 コービル2F
TEL : 043 (275) 1757 / FAX : 043 (275) 1758
E-mail : soga@sogaoffice.jp (曾我宛)
: info@sogaoffice.jp (事務所宛)
ホームページアドレス: <http://www.sogaoffice.jp>
緊急連絡・苦情は所長携帯 090 (4129) 4617

知らなかったでは済まされない残業代計算方法 残業があるのに賃金台帳に残業代が記載されていない

「突然労基署の調査が入り、未払い残業代を支払うように命じられた」「退職した労働者が弁護士を通じて、2年分の残業代を支払うように要求してきた」などの相談が増えています。ご相談いただく会社の多くは、賃金台帳に残業代が記載されておらず、その点を指摘すると「同業他社よりも給料がいいので残業代は必要ない」など労基法上全く通らない回答が返ってくることもあります。また、1時間あたりの残業単価を基本給だけで算出している会社もありました。

「基本給だけでなく資格手当、役職手当など基準賃金をすべて算入、合算したものを、1ヶ月の平均所定労働時間数で除して1時間単価を求めます。この1時間単価×1.25×残業時間が残業代となります。『コース手当』、『その他手当』は残業代として支払っているので残業代はいらない」とおっしゃる経営者もいますが、就業規則や賃金規程等に何の定めもなく割増賃金の額が不明確な場合には、その主張は認められません。

残業代トラブル解決の第一歩は就業規則（賃金規程）の改正から

残業代トラブルで労基署、弁護士、合同労組がまず開示請求するのが就業規則・賃金規程です。就業規則・賃金規程は経営者がよく理解したものでなければなりません。就業規則・賃金規程の作成や改正には一定の時間がかかります。しかも、周知しなければ効力はありません。就業規則・賃金規程は残業代トラブル解決のための最強の武器です。就業規則・賃金規程を早めに見直すことが急務です。作成、改正を検討されている方は早めにご相談ください。

高年齢雇用継続給付、育児休業給付等の支給限度額が変更に！

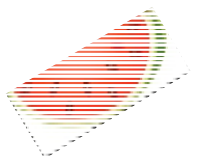
高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の支給限度額が変わりました。

これは、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の動向をもとに、毎年8月1日に改定しているものです。この改定により、現在受給している方の中には給付額が変更されることがあります。令和元年8月1日に改定された変更額は、以下のとおりです。

《高年齢雇用継続給付》 支給限度額 360,169円⇒⇒⇒ 363,359円
最低限度額 1,984円⇒⇒⇒ 2,000円

《育児休業給付》 上限額（支給率67%）301,701円⇒⇒⇒ 304,314円
上限額（支給率50%）225,150円⇒⇒⇒ 227,100円
※初日が令和元年8月1日以後である支給対象期間から変更

《介護休業給付》 上限額 332,052円⇒⇒⇒ 335,067円
※初日が令和元年8月1日以後である支給対象期間から変更



令和元年最低賃金額改定額の目安が公表！ 千葉 923 円 東京、神奈川は 1,000 円突破

地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会が審議し、金額改定のための引き上げ額の目安が提示されます。令和元年の地域別最低賃金の目安について答申されました。

10 月以降の地域別最低賃金

千葉	895 円⇒	923 円	(28 円 u p)
東京	985 円⇒	1,013 円	(28 円 u p)
埼玉	898 円⇒	926 円	(28 円 u p)
茨城	822 円⇒	849 円	(27 円 u p)
神奈川	983 円⇒	1,011 円	(28 円 u p)
高知	762 円⇒	790 円	(28 円 u p)

今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は 27 円 (去年は 26 円) となり、最低賃金が時給で決まるようになった平成 14 年度以降で最高額となる引上げとなりました。東京都と神奈川県では初めて 1,000 円を超えます。

(障害年金)障害状態確認届等の手続きが変更！

提出期限が令和元年 8 月以降になる方から、障害状態確認届(診断書)の作成期間が提出期限 1 カ月以内から 3 ヶ月以内に拡大されます。用紙は誕生月の 3 か月前の月末に送付されることとなりました。年金額の改定は提出期限(誕生月の末日)の翌月です。

加えて、同じく令和元年 8 月以降の請求分から、障害給付額改定請求書に添付する診断書も同様に、提出する日前 3 ヶ月以内の障害の状態を記入することとなりました。

雇用関係助成金検索ツールができました！

厚生労働省の雇用関係助成金は数が多く、こういった助成金が活用できるのかわかりにくかったところ、今回、雇用関係助成金検索ツールができました。

このツールでは、「取組内容」または「対象者」から検索することができるようになり、利便性が大きく向上しました。

《分類の例》

- ・取組内容
労働者の雇用維持、離職者に対する再就職支援、中途採用、起業 など
- ・対象者
有期契約労働者等、正規雇用に就くことが困難な者、若年者、高齢者 など

契約・パートの正社員化、業務改善、時短を検討されている経営者の方はまず当事務所へご連絡ください。

下記の URL からアクセスできます。ご不明な点は当事務所へ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00007.html)